

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 2</p>	<p>「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく警察庁長官の意見陳述について</p>	<p>令和2年10月15日</p> <p>警 備 局</p>
-------------------------------	---	--------------------------------

1 警察庁長官の意見陳述

公安調査庁長官は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第12条第2項の規定により、観察処分の期間更新を公安審査委員会に請求しようとするときは、警察庁長官の意見を聴くこととされており、警察庁長官は、これを受けて、意見を述べるものである。

※ オウム真理教は、団体規制法に基づき、平成12年1月の公安審査委員会決定により公安調査庁長官の観察処分に付され、以後、3年ごとに期間更新が決定されている。

2 意見の内容

本団体については、観察処分の期間更新を請求することが必要であると認められる。

3 意見の理由

都道府県警察による捜査等を通じ

- ・ 松本智津夫が本団体の活動に影響力を有している事実
- ・ サリン事件当時に本団体の役員であった者が現在も役員である事実
- ・ 無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実
- ・ 本団体の活動状況を継続して明らかにする必要性

などを確認した。

4 今後の予定

2年10月下旬 公安調査庁長官が公安審査委員会に期間更新を請求

3年1月下旬 公安審査委員会による決定